

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会

第4回会議ご意見シート

お名前

- ★ お名前の公表はいたしません。
- ★ 文中の個人名や個別団体名等について、事務局で変更させていただくことがありますのでご了承ください。
- ★ 素案たたき台等へのご意見がありましたら、資料3にご記入のうえ下記までお送りください。当日お持ちいただいても結構です。会議でお配りいたします。
- ★ ご意見は、メールでもお受けします。その場合、この様式でなくても結構です。

第 章 p

について

<ご提出先>

新宿区福祉部生活福祉課

相談支援係担当 鈴木 巖

電 話 03-5273-4570 (ダイヤルイン)

F A X 03-3209-0278

メールアドレス

iwao.suzuki@city.shinjuku.lg.jp

素案たたき台へのご意見

- 1 地域移行支援について説明が必要と思う。→ 「用語説明」 P105
- 2 全体の表現として、次のような表現の方がよい。
 - (1) 現下の不透明な経済・雇用情勢 → 現下の経済・雇用情勢
 - (2) 地域生活を維持できず → 居宅生活等、地域生活を継続できず
 - (3) 生活困窮者自立支援法を新法と言い換えしない。
 - (4) ホームレス状態に陥った → ホームレス状態になった
 - (5) 阻害要因 → 生活課題
 - (6) 高齢化・固定化した対応困難な → 高齢化・固定化した支援困難な
 - (7) 処遇の困難性 → 支援の困難性
- 3 野宿生活の実態としては、「生活の場所が定まっている者」が 83.6%
(以下、平成24年1月「全国調査（生活実態調査）」の各項目に「 」を付ける。) P19
- 4 就労意欲が低い → 就労意欲が十分でない。 P20
- 5 人権啓発 P61
〔課題〕

1 ホームレス自身の原因で、住民の理解が得られないことがあります。

→ 〔課題〕

1 住民の言動やホームレス自身の原因で、お互いの理解が得られないことがあります。
- 6 ホームレスが居場所を求めて、公共の空間で起居を始めたり、周囲の人が迷惑に感じるような長時間の占拠を行ったり
→
ホームレスが居場所を求めて、公共の空間で起居を始めたり、周囲の人の使用を妨げる長時間の占拠を行ったり P85

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会

第4回会議ご意見シート

お名前

- ★ お名前の公表はいたしません。
- ★ 文中の個人名や個別団体名等について、事務局で変更させていただくことがありますのでご了承ください。
- ★ 素案たたき台等へのご意見がありましたら、資料3にご記入のうえ下記までお送りください。当日お持ちいただいても結構です。会議でお配りいたします。
- ★ ご意見は、メールでもお受けします。その場合、この様式でなくても結構です。

第 章 p

について

<ご提出先>

新宿区福祉部生活福祉課

相談支援係担当 鈴木 巖

電 話 03-5273-4570 (ダイヤルイン)

F A X 03-3209-0278

メールアドレス

iwao.suzuki@city.shinjuku.lg.jp

素案たたき台へのご意見

- 1 全体的に問題はないと思う。
- 2 生活困窮者自立支援法の詳しい記述がないのは、施行後、事業内容そのものに大幅な変更がないためと考えてよいか。
- 3 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効が予定されているが、その後、生活困窮者自立支援法へどのように移行するのか、気になるところである。P96

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会

第4回会議ご意見シート

お名前

- ★ お名前の公表はいたしません。
- ★ 文中の個人名や個別団体名等について、事務局で変更させていただくことがありますのでご了承ください。
- ★ 素案たたき台等へのご意見がありましたら、資料3にご記入のうえ下記までお送りください。当日お持ちいただいても結構です。会議でお配りいたします。
- ★ ご意見は、メールでもお受けします。その場合、この様式でなくても結構です。

第 章 p

について

<ご提出先>

新宿区福祉部生活福祉課

相談支援係担当 鈴木 巖

電 話 03-5273-4570 (ダイヤルイン)

F A X 03-3209-0278

メールアドレス

iwao.suzuki@city.shinjuku.lg.jp

素案たたき台へのご意見

- 1 全体的に問題はないと思う。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効が予定されているが、その後、生活困窮者自立支援法へどのように移行するのか、疑問に思うところである。P96

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会

第4回会議ご意見シート

お名前

- ★ お名前の公表はいたしません。
- ★ 文中の個人名や個別団体名等について、事務局で変更させていただくことがありますのでご了承ください。
- ★ 素案たたき台等へのご意見がありましたら、資料3にご記入のうえ下記までお送りください。当日お持ちいただいても結構です。会議でお配りいたします。
- ★ ご意見は、メールでもお受けします。その場合、この様式でなくても結構です。

第 章 p 3. 4, 65, 66, 67

について

別紙のとおり

<ご提出先>

新宿区福祉部生活福祉課

相談支援係担当 鈴木 巖

電 話 03-5273-4570 (ダイヤルイン)

F A X 03-3209-0278

メールアドレス

iwao.suzuki@city.shinjuku.lg.jp

意見

近年この問題で言われる「若年化」であるとか、「若年層」であるとかいう言葉の一人歩きには、現場からすると違和感がある。

「若年層」と年齢を固定観念させてしまう表現は、実態と齟齬がある。若年層を強調して正確に言うならば「若年化しつつある困窮者層」「若年化しつつある稼働層」「若年化しつつある困窮失業層」「若年化しつつある住居喪失不安定就労者」とでもいうべきである。「(HLの中で)若年化しつつある層」であるとか。

- 「若年層」という用語は、国も「若年層のホームレス」とは基本方針に書いてあるが、その背景等については明確にしていない。
- 常識的に40歳代を「若年層」とはさすがに言わないだろう。
- 自立支援C入所属性では、20代が増えているのは事実であるが、平均年齢は40代後半(平成20年度)から40代前半(平成26年度)である。

以下、意見

「見えにくいホームレス層」の当面の規定は、(素案)「P6 3ホームレスの定義とタイプ」に明記されているよう『不安定就労による「見えにくいホームレス」』に統一すべきで、いわゆる「ネットカフェ難民」であるとか「若年層」に限定させてしまうような誤解のある書き方は避けるべきであろう。

→ (素案) P3

「ネットカフェ等で寝泊まりしながら」を削除、もしくは、「**ネットカフェやサウナ等で寝泊まりしながら**」と寝場所を一カ所に限定しない書き方にする。

→ (素案) P4

「若年層に対する支援」を「**若年化しつつある層**」と少しぼやかした表現にする。

→ (素案) P4

「実効性の高い取組みを推進するために」の後に「**これまでの取組みを継承しながら**」などの表現を加え、事業の継承性を強調しながら、新たな課題を取り入れるとの表現にする。

→ (素案) P65

「若年層の増加や」を「**流動化、若年化**」とする。

「若年層に対する支援」を「**若年化しつつある層への支援**」とする。

→ (素案) P66

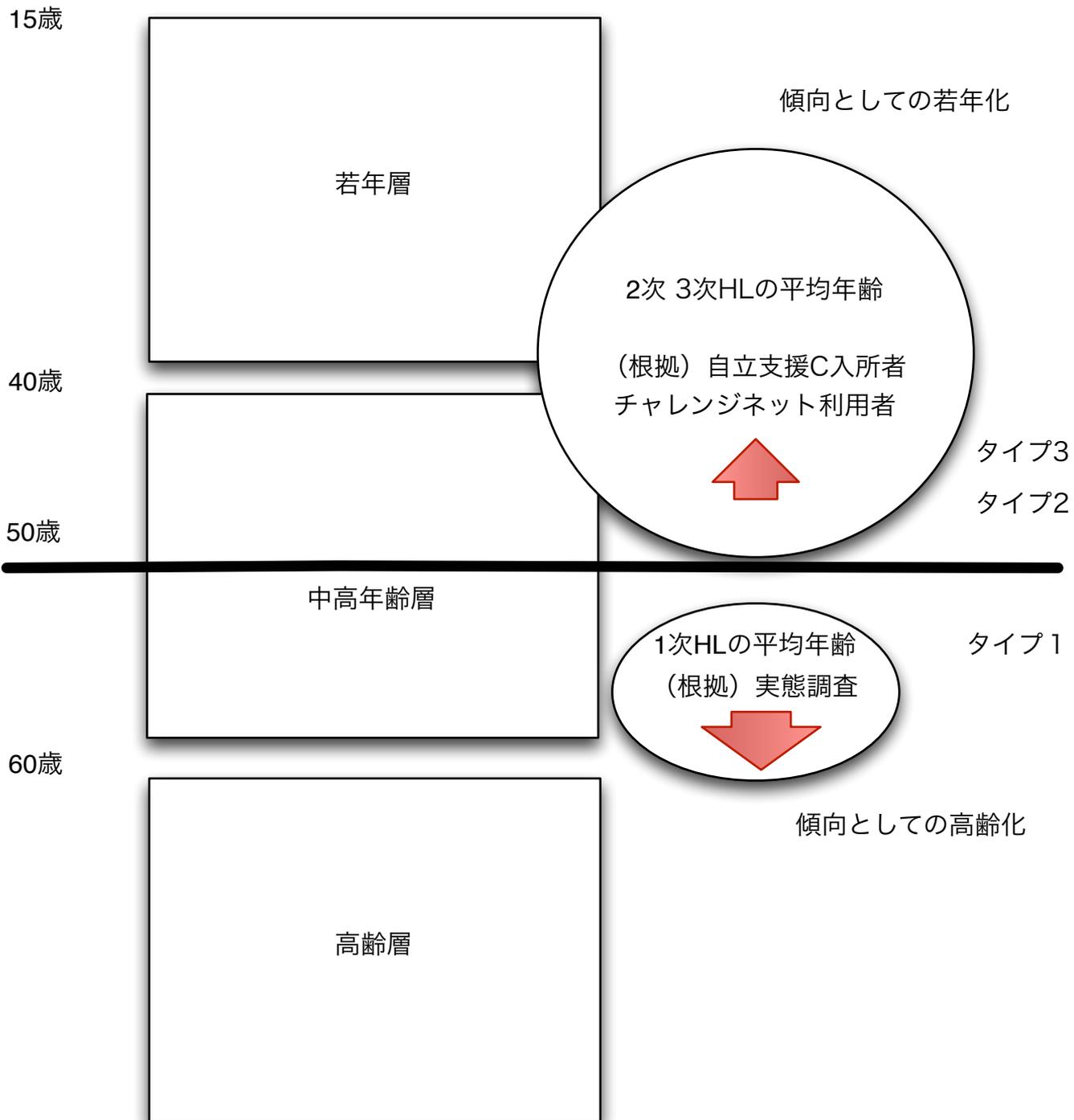
『ネットカフェ等と公園等を行き来するいわゆる「見えにくいホームレス」』の「ネットカフェ等と公園等を行き来する」を削除する、もしくは「**ネットカフェやサウナ、飯場等と公園、駅等を行き来する**」に変える。

→ (素案) P68

② を「**流動化、若年化しつつある「見えにくいホームレス」への支援については、その実態を国勢調査や民間団体による夜間巡回相談実績などを参考にし、より明確にしながら、都区共同事業による巡回相談を夜間・休日等の実施を視野にいれ、早期発見、早期支援に努めます。**」を加える。

「見えにくいホームレス」は実態がまだ解明されていない概念(何せ見えにくいのであるから、見る努力をしていかねばならない)であるので、実態把握は様々なツールを活用しながら強化していく必要があると思います。

年齢区分と対象のグループ化



1次HL=旧来の路上生活者=主要には高齢層+中高年齢層

2次HL=近年顕著になった流動化した「目にみえにくいHL」=主要には若年層+中高年齢層

3次HL=防止策(不安定居住者)対象者=オール世代?

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会

第4回会議ご意見シート

お名前

- ★ お名前の公表はいたしません。
- ★ 文中の個人名や個別団体名等について、事務局で変更させていただくことがありますのでご了承ください。
- ★ 素案たたき台等へのご意見がありましたら、資料3にご記入のうえ下記までお送りください。当日お持ちいただいても結構です。会議でお配りいたします。
- ★ ご意見は、メールでもお受けします。その場合、この様式でなくても結構です。

| 第 章 p | について |
|-----------------------------|-----------|
| 第Ⅱ章 ホームレスの現状…「3. 新宿区の相談状況」 | (P23) |
| 第Ⅲ章 これまでのホームレス問題の取り組みと課題 | (P35) |
| (1) 相談体制の機能強化 ①拠点相談事業 | (P43) |
| (7) 公共施設の適正管理 | (P59) |
| (8) 人権啓発 | (P60) |
| 第Ⅳ章 ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み | |
| (7) 公共施設の適正管理 ①大規模公園 | (P84・P85) |
| 第Ⅴ章 計画の推進等 | (P93) |
| (詳細別紙) | |

<ご提出先>

新宿区福祉部生活福祉課

相談支援係担当 鈴木 巖

電 話 03-5273-4570 (ダイヤルイン)

F A X 03-3209-0278

メールアドレス

iwao.suzuki@city.shinjuku.lg.jp

まず、素案作成お疲れさまでした。

これだけのものをまとめるのは大変だったと思います。また、生活困窮者自立支援法の施行、国の基本計画の策定等、時間もかかりましたので、ご苦労されたことと思います。

以下、素案のたたき台をざっくり見て、気になった点のみ列挙します。

当日はどうしても外せない予定があり、参加できずに申し訳ありません。フィードバック等もらえたら、うれしいです。

よろしくお願いします。

★Ⅱ ホームレスの現状

「3. 新宿区の相談状況」(P23)に、「(1) 福祉事務所の相談状況」(P23)、「(2) 拠点相談所「とまりぎ」の相談状況」(P24)をいれていただき、データを出してもらったことに感謝いたします。集計等大変だったことかと思いますが、このようなデータが明らかにされることは非常に重要なことと思います。

★Ⅲ これまでのホームレス問題の取り組みと課題(P35)

以下、8つの基本計画について、基本的には各項目の「今後の方向性」として書いていただいた部分は、前回および前々回の委員会での議論、そして、これまで出させてもらいました意見書の項目を反映していただいているように見受けられ、ありがたく思っています。

ちょっと文言が細くなるものもあり恐縮ですが、以下の点だけ気になりましたので。

(1) 相談体制の機能強化

① 拠点相談事業 (P43)

今後の方向性のなかの「巡回相談に注力し」(P44)とあります。ここでは、基本的には路上での声かけや安否確認、情報提供等を想定しているかと思います。

たとえば、乾パン等の食料や衣服などを巡回時に提供することは可能なのでしょうか。すでに巡回相談はかなりがんばっておられるので、声かけだけでは支援につながらない人が多く路上に残っている、という実態はあるかと思います。

また、新規に路上での起居を余儀なくされる方のなかには、夜間(深夜)に公園や道路、駅等に居場所をもとめて集まる人も多く、昼間以外のアウトリーチのニーズもあるかと思いますが、それらは検討の余地はあるのでしょうか。(もちろん時間外労働になってしまうなど、いろいろな課題はあるかと思いますが)

(7) 公共施設の適正管理 (P59)

「他の公共施設では、施設管理者がホームレスに注意するとともに」(P59)という文言が気になります。もちろん、ホームレス状態の人が公共施設等に起居するのは望ましいことではありません。

とはいえ、望まずにそこに寝泊まりせざるをえなかったり、ご承知の通り、必要な情報にアクセスできない、病気や障害等が制度利用へのハードルになっているなどの事情も考えられます。「注意」という文言は少し排除的な響きがあります。「注意するとともに」でなく、「適切な施設利用について理解を求めたり、制度等の必要な情報を提供するなどととともに」などに変えていただくことなどは可能ですか？(細かくてすみません)

(8) 人権啓発 (P60)

実は、昨年度、新宿区の民生委員のみなさまにホームレス問題や貧困問題について講演する機会をいただきました。地域のNPOとして地域のみなさまとこの問題について議論できる、話し合える機会をいただけることは非常に大切なことです。

また、他区ですが、墨田区や台東区などで小中学校においてホームレス問題についての授業などを昨年度中に行っています。学校現場等でも、そういった機会を作ってもらえると、なおよいなと思っています。

★IV ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み

(7) 公共施設の適正管理 (P84)

① 大規模公園

「新たな流入者に対する対策」(P85)は少し排除的なニュアンスに聞こえます。

「新たな流入者に対して適切な公園利用について理解を求めたり、制度等の必要な情報を提供するなどの対応」などに変えたりは可能ですか？

★V 計画の推進等 (P93)

これは、ちょっと質問なのですが。

厚労省が「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成26年3月27日社援発0327第13号)」にて、市区町村に対して、生活困窮者自立支援方を地域福祉計画に盛り込むようにと通知しています。

第Ⅲ期推進計画はこの地域福祉計画に相当する「新宿区総合計画」を上位計画とする個別計画という位置づけであったかと思います。厚労省の通知によれば、「ホームレス」のみならず「生活困窮者方策」を盛り込むこと、を求めています。

第Ⅲ期計画では、ホームレス状態、みえにくいホームレス、ホームレス生活をよぎなくされるおそれのあるもの、を包摂することはできますが、たとえばそれ以外の住居を持つ生活困窮者等については対象ではないかと思います。そういったホームレスではない生活困窮者への計画つく

り等は検討されているのでしょうか。(もしくは第Ⅲ期計画でそれらも包摂するイメージでしょうか。おそれのあるものはいつているので)

今後、新法にホームレス自立支援法が引き継がれていく中で、その位置づけや役割の変化が訪れるだろうなと思うのですが、現状ではどのような整理がなされている(予定されている)のかなと。

もしかしたら、ホームレス自立支援法の失効をむかえる 2017 年にそのあたりを検討されるのかも知れませんが、少し気になったので、現段階での想定を教えていただければ。

以上です。

他の委員の皆様にも、よろしくお伝えください。